

令和7年(2025年)4月11日

社会福祉法人理事長 各位

札幌市保健福祉局監査指導室長

社会福祉法人現況報告書等の提出について(依頼)

標記について、社会福祉法(以下「法」という。)第59条及び同法施行規則第9条の規定に基づき、社会福祉法人現況報告書等について、関係書類を添付の上、下記のとおり提出いただきますようお願いいたします。

記

1 社会福祉法人現況報告書等の提出について

提出書類

ア 財務諸表等入力シート(現況報告書を含む。)

イ 計算書類に対する注記(令和6年度決算分)

ウ 計算書類の附属明細書(令和6年度決算分)

エ 役員等名簿(提出日時点)

(ア) 氏名及び住所等を記載した理事、監事及び評議員の名簿(所轄庁提出用)

(イ) 住所及び連絡先等を除いた理事、監事及び評議員の名簿(公表用)

オ 役員等の報酬等の支給の基準

カ 事業報告(令和6年度分)

キ 事業計画(令和7年度分)

事業計画を作成する旨を定款で定めている場合は提出してください。

ク 監査報告(令和6年度分)

監事が作成した監査報告書(計算関係書類の監査のみならず、令和6年度中に実施した監事監査全ての報告書)の写しを提出してください。

ケ 会計監査報告(令和6年度分)

会計監査人設置法人については、会計監査人が作成した報告書の写しを提出してください。

また、会計監査人を設置していない法人については、会計監査人による監査に準ずる監査、財務会計に関する専門家による内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援の報告書の写しを提出してください。

提出方法・提出先

財務諸表等電子開示システムからの提出

<https://www.wam.go.jp/wamnet/zaihyoukaiji/pub/PUB0200000E00.do>

提出（届出）期限

令和7年6月30日(月)

提出前に特に確認いただきたい事項

例年、記載誤りが多い事項等について、別紙「提出前に特に確認いただきたい事項」のとおりとりまとめましたので、提出前に必ずご確認ください。

2 現況報告書における「地域における公益的な取組」の記載について

法第24条第2項の規定により、全ての法人は、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供しよう努めなければならない」旨の責務が課せられています。

その具体的な運用については、「社会福祉法人による『地域における公益的な取組』の推進について」(平成30年1月23日社援基発0123第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)により示されているところです。

この「地域における公益的な取組」については、実践しているにも関わらず、現況報告書への記載がなされていないケースも散見されることから、「地域における公益的な取組」を実施している法人については、現況報告書へ漏れなく記載するようお願いいたします。

参考資料

ア 地域における公益的な取組概要

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/05-01.pdf>

イ 「社会福祉法人による『地域における公益的な取組』の推進について」(平成30年1月23日社援基発0123第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000666528.pdf>

ウ 「社会福祉法人の生活困窮者等に対する『地域における公益的な取組』好事例集」(令和4年3月28日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000920124.pdf>

3 社会福祉充実計画について

社会福祉充実残額が生じた法人については「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について(平成29年1月24日雇児発0124第1号・社援発0124第1号・老発0124第1号)」に従い、社会福祉充実計画承認申請の手続を行う必要があります。

また、当該承認申請は、法55条の2第2項の規定により、社会福祉法人現況報告書等の届出と同時に行わなければなりません。

各法人におかれましては、社会福祉充実残額が生じた際に、時間的余裕をもって計画の内容の検討が行えるよう、事前に送付している令和6年度版の社会福祉充実残額算定シートを活用いただき、速やかに社会福祉充実残額の試算を行っていただきますようお願いいたします。

なお、本算定シートは試算用であり、財務諸表等入力シートにて表示された値が、実際の充実残額となりますので、ご注意ください。

4 備考

例年、入力漏れや添付書類の漏れが散見されます。入力及び提出に当たっては、本通知及び記載要領並びに財務諸表等電子開示システム操作説明書を参照の上、漏れ等がないよう十分ご注意ください。

記載要領等については、札幌市公式ホームページ(監査指導室のページ)に掲載しております。

<https://www.city.sapporo.jp/fukushi-kansa/2020new/genkyohoukoku.html>

札幌市保健福祉局監査指導室監査指導課

TEL : 011-211-2955 FAX : 011-218-5184

担当 : 佐藤